# 平成30年７月豪雨により被災したみなさまへ<br>消防関係手数料の免除について

平成３０年７月２７日
広　島　市　消　防　局

平成30年７月豪雨により、被災された建物や事業所施設の関係者の方には、下表の消防関係手数料が免除となる場合があります。

消防局・お近くの消防署予防課まで御相談ください。

**【消防関係手数料免除となる申請書・証明書】**

| | 申請書・証明書の種類 | 免除に係る必要な書類 | 受付窓口 |
|---|---|---|---|
| 1 | 危険物施設の設置・変更許可等に係る手数料 | 申出書、罹災証明書等（罹災状況の写真も可） | 消防局指導課<br>各消防署予防課 |
| 2 | 火薬類製造所・高圧ガス製造所等の設置・変更許可等に係る手数料 | 申出書、罹災証明書等（罹災状況の写真も可） | 消防局指導課 |
| 3 | 防火管理に関する講習課程修了証明手数料（豪雨災害で紛失した場合）<br>※広島市消防局で開催した講習課程修了証に限る | 申立書 | 各消防署予防課 |
| 4 | 防火対象物の検査結果の証明に係る手数料（豪雨災害で紛失した場合） | 申立書 | 各消防署予防課 |

※申立書、申出書は消防局・各消防署にあります

**また、このたびの豪雨により被災された関係者の方におかれましては、建物や事業所施設の利用を再開する際には、<u>できる限り迅速に点検を実施し、安全確認</u>を行ってください。**

**お問い合わせ先**

広島市消防局予防部 予防課 ☎546-3476・指導課 ☎546-3482

| | | |
|---|---|---|
| 中消防署 ☎546-3511 | 東消防署 ☎263-8401 | 南消防署 ☎261-5181 |
| 西消防署 ☎232-0381 | 安佐南消防署 ☎877-4101 | 安佐北消防署 ☎814-4795 |
| 安芸消防署 ☎822-4349 | 佐伯消防署 ☎921-2235 | |